



坂戸市都市公園等運動施設利用ガイドライン (新型コロナウイルス感染防止対策)

令和4年6月1日改正

令和5年1月6日改正

令和5年2月21日改正

令和5年3月13日改正

坂戸市教育委員会

本市公共施設の利用にあたり、市民活動の場の安全を確保するため、感染防止対策として、当分の間、以下の施設を利用する際は、次の事項を遵守してください。

※菅方運動公園・厚川鶴舞運動公園・西坂戸運動公園・東和田運動公園・北入西運動公園
高麗川ふるさと広場・芦山公園・溝端公園・稻荷久保公園

【密集・密接を徹底して回避】

1 人の間隔を1m以上空けて施設を利用すること。

※ ただし、スポーツ利用は競技団体別ガイドラインを遵守すること。

【共通事項】

1 マスクの着用については、利用者個人の判断に委ねることとする。但し、感染対策上の理由等により、施設管理者からマスクの着用をお願いすることがあります。また、咳エチケットを引き続き遵守すること。

2 次に該当する方は施設利用ができません。

●運動前に利用者の責任において検温を実施し、発熱(37.5℃以上)や風邪の症状がある方

●同居家族や身近な知人に感染が疑われている方

●その他新型コロナウイルス感染の可能性(症状)がある方

3 施設利用前後に必ず手指消毒、又はせっけんでの手洗いを実施すること。

4 高血圧、糖尿病等の基礎疾患のある方は利用を自粛する、又は事前に医療機関等に相談のうえ利用すること。

5 利用時間内に整備等を終了し、次の利用者(団体)との接触を回避するため速やかに撤収すること。

6 大きな声での会話をしないこと。

7 ゴミは必ず持ち帰ること。

8 施設内での飲食は、感染対策を徹底した上で可とすること。